

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成30年4月6日
<b>【発行者名】</b>	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 大越 昇一
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
<b>【事務連絡者氏名】</b>	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
<b>【電話番号】</b>	03 - 6736 - 2000
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】</b>	J P M ジャパンマイスター
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】</b>	2兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成29年10月6日付で提出した有価証券届出書（平成29年11月9日および平成30年1月18日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

## ．【訂正の内容】

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (3) ファンドの仕組み

## (八) 委託会社の概況

## &lt; 訂正前 &gt;

資本金 2,218百万円（平成29年8月末現在）

（略）

大株主の状況（平成29年8月末現在）

（以下略）

## &lt; 訂正後 &gt;

資本金 2,218百万円（平成30年2月末現在）

（略）

大株主の状況（平成30年2月末現在）

（以下略）

## 2【投資方針】

## (1) 投資方針

## &lt; 訂正前 &gt;

（略）

## (口) 投資態度

（略）

前記における運用プロセスの詳細は以下のとおりとなります。

## (a) リサーチ

企業取材を重視

日本株式グロース戦略では、ポートフォリオ・マネジャー自身が業種をまたいで企業取材を行い、マザーファンドの運用に反映させています。平成28年の企業取材件数実績は、合計延べ約2,000件\*になります。

\* 日本株式グロース戦略運用担当である各地域のポートフォリオ・マネジャーによる日本の株式についての企業取材件数の合計です。

（以下略）

## &lt; 訂正後 &gt;

（略）

## (口) 投資態度

（略）

前記における運用プロセスの詳細は以下のとおりとなります。

## ( a ) リサーチ

## 企業取材を重視

日本株式グロース戦略では、ポートフォリオ・マネジャー自身が業種をまたいで企業取材を行い、マザーファンドの運用に反映させています。平成29年の企業取材件数実績は、合計延べ約2,000件\*になります。

\* 日本株式グロース戦略運用担当である各地域のポートフォリオ・マネジャーによる日本の株式についての企業取材件数の合計です。

(以下略)

## ( 3 ) 運用体制

<訂正前>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

(略)

株式運用本部の株式運用部には10名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。株式運用部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

~ (略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成29年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。

(略)

株式運用本部の株式運用部には12名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。株式運用部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。

~ (略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成29年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

## ( 5 ) 投資制限

<訂正前>

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

## 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。）に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下において同じ。）との合計額が、外貨建資産組入可能

額(信託財産の純資産総額(信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、およびにおいて同じ。))の20%をいいます。以下において同じ。)を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上り等により外貨建資産組入可能額を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

(参考)マザーファンドの投資制限

(略)

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下 および において同じ。)の20%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により20%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

(ロ)投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

、(略)

<訂正後>

(イ)信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

(略)

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とみなし保有外貨建資産(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下において同じ。))に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下において同じ。)との合計額が、外貨建資産組入可能額(信託財産の純資産総額(信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、、 および   において同じ。))の20%をいいます。以下において同じ。)を超えることとなる投資の指図をしません。有価証券の値上り等により外貨建資産組入可能額を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(参考) マザーファンドの投資制限

(略)

外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額(マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下、    および    において同じ。)の20%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により20%を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(略)

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

(略)

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。(マザーファンドにも同様の投資制限があります。)

、 (略)

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク (1)リスク要因」の末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### <ファンドの基準価額・年間騰落率の推移>

2013年2月～2018年1月の5年間に於ける、ファンドの基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



### <ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年未満で、設定日から2014年6月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## (2) 投資リスクに関する管理体制

### <訂正前>

(略)

(平成29年6月末現在)

(以下略)

### <訂正後>

(略)

(平成29年12月末現在)

(以下略)

#### 4【手数料等及び税金】

##### (5) 課税上の取扱い

###### <訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成29年8月末現在適用されるものです。

（以下略）

###### <訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成30年2月末現在適用されるものです。

（以下略）

#### 5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

###### <更新・訂正後>

## (1) 投資状況

(平成30年2月9日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	28,840,463,677	100.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	44,055,434	0.15
合計(純資産総額)		28,796,408,243	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。  
親投資信託は、全て「GIMジャパンマイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

## (参考) GIMジャパンマイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成30年2月9日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	28,423,415,550	98.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	505,042,235	1.75
合計(純資産総額)		28,928,457,785	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成30年2月9日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	GIMジャパンマイスター・マザー ファンド(適格機関投資家専用)	16,010,916,381	1.6099	25,776,235,442	1.8013	28,840,463,677	100.15

## (参考) GIMジャパンマイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成30年2月9日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	日本電産	電気機器	109,900	11,580.00	1,272,642,000	16,460.00	1,808,954,000	6.25
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2,258,400	751.40	1,696,961,760	778.80	1,758,841,920	6.08
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	349,200	4,378.00	1,528,797,600	4,734.00	1,653,112,800	5.71
4	日本	株式	任天堂	その他製品	30,100	40,347.86	1,214,470,675	43,330.00	1,304,233,000	4.51
5	日本	株式	信越化学工業	化学	110,300	10,678.42	1,177,830,694	11,220.00	1,237,566,000	4.28
6	日本	株式	キーエンス	電気機器	17,300	49,920.00	863,616,000	63,680.00	1,101,664,000	3.81
7	日本	株式	エムスリー	サービス業	253,600	3,314.69	840,607,264	3,910.00	991,576,000	3.43
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	302,600	2,378.00	719,582,800	2,975.00	900,235,000	3.11
9	日本	株式	ダイキン工業	機械	65,600	11,765.00	771,784,000	12,115.00	794,744,000	2.75
10	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	87,800	9,106.00	799,506,800	8,808.00	773,342,400	2.67
11	日本	株式	SUMCO	金属製品	264,400	1,753.00	463,493,200	2,669.00	705,683,600	2.44
12	日本	株式	スズキ	輸送用機器	108,100	5,258.00	568,389,800	5,973.00	645,681,300	2.23
13	日本	株式	オリックス	その他金融業	326,500	1,793.00	585,414,500	1,874.50	612,024,250	2.12
14	日本	株式	東洋	サービス業	162,200	2,610.00	423,342,000	3,590.00	582,298,000	2.01
15	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	117,100	4,807.00	562,899,700	4,878.00	571,213,800	1.97
16	日本	株式	ローム	電気機器	50,000	9,020.00	451,000,000	10,740.00	537,000,000	1.86
17	日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	136,000	3,415.00	464,440,000	3,885.00	528,360,000	1.83



18	日本	株式	スタートトゥデイ	小売業	164,000	2,940.35	482,218,974	2,936.00	481,504,000	1.66
19	日本	株式	太平洋セメント	ガラス・土石製品	116,200	4,170.00	484,554,000	4,075.00	473,515,000	1.64
20	日本	株式	ソニー	電気機器	90,800	4,439.00	403,061,200	5,174.00	469,799,200	1.62
21	日本	株式	オリンパス	精密機器	113,000	4,265.29	481,978,828	4,115.00	464,995,000	1.61
22	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	747,400	602.30	450,159,020	617.20	461,295,280	1.59
23	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	91,300	5,305.00	484,346,500	4,904.00	447,735,200	1.55
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	243,000	1,673.00	406,539,000	1,832.50	445,297,500	1.54
25	日本	株式	ヤマハ	その他製品	101,400	4,039.90	409,646,662	4,185.00	424,359,000	1.47
26	日本	株式	ディスコ	機械	18,100	18,960.00	343,176,000	23,060.00	417,386,000	1.44
27	日本	株式	サイバーエージェント	サービス業	95,200	3,630.00	345,576,000	4,255.00	405,076,000	1.40
28	日本	株式	小松製作所	機械	98,300	4,298.15	422,508,431	3,916.00	384,942,800	1.33
29	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	90,000	3,445.00	310,050,000	4,200.00	378,000,000	1.31
30	日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	21,700	15,010.00	325,717,000	17,190.00	373,023,000	1.29

## 種類別および業種別投資比率

(平成30年2月9日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.15

(参考) G I M ジャパンマイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成30年2月9日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	1.19
		繊維製品	1.09
		化学	9.82
		医薬品	2.26
		ガラス・土石製品	2.35
		金属製品	3.45
		機械	6.14
		電気機器	18.30
		輸送用機器	2.23
		精密機器	3.66
		その他製品	6.42
		情報・通信業	4.22
		卸売業	3.57
		小売業	3.98
		銀行業	13.39
		保険業	1.97
その他金融業	2.12		
サービス業	12.09		
合計			98.25

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### 純資産の推移

平成30年2月9日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成26年7月11日)	111,219	111,219	1.0616	1.0616
2期	(平成27年7月13日)	55,791	55,791	1.3797	1.3797
3期	(平成28年7月11日)	46,289	46,289	1.1863	1.1863
4期	(平成29年7月11日)	31,602	31,602	1.4827	1.4827
	平成29年2月末日	36,593	-	1.3527	-
	平成29年3月末日	35,994	-	1.3593	-
	平成29年4月末日	36,272	-	1.3848	-
	平成29年5月末日	34,166	-	1.4382	-
	平成29年6月末日	31,602	-	1.4691	-
	平成29年7月末日	30,698	-	1.4741	-
	平成29年8月末日	30,184	-	1.4797	-
	平成29年9月末日	29,997	-	1.5539	-
	平成29年10月末日	29,520	-	1.6617	-
	平成29年11月末日	29,540	-	1.7081	-
	平成29年12月末日	29,690	-	1.7353	-
	平成30年1月末日	30,251	-	1.7724	-
	平成30年2月9日	28,796	-	1.6657	-

#### 分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期(中間期)	0.0000

## 収益率の推移

期	収益率（％）
1期	6.16
2期	29.96
3期	14.02
4期	24.99
5期（中間期）	21.54

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

## （４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	161,730,282,462	56,961,743,810	104,768,538,652
2期	29,286,468,973	93,618,876,230	40,436,131,395
3期	12,331,551,703	13,747,605,101	39,020,077,997
4期	3,723,955,052	21,429,758,581	21,314,274,468
5期（中間期）	1,887,231,369	6,095,251,580	17,106,254,257

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## &lt;参考情報&gt;

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。  
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2018年2月9日	設定日	2013年7月12日
純資産総額	287億円	決算回数	年1回

## 基準価額・純資産の推移



\* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

期	年月	円
1期	2014年7月	0
2期	2015年7月	0
3期	2016年7月	0
4期	2017年7月	0
	設定来累計	0

\* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

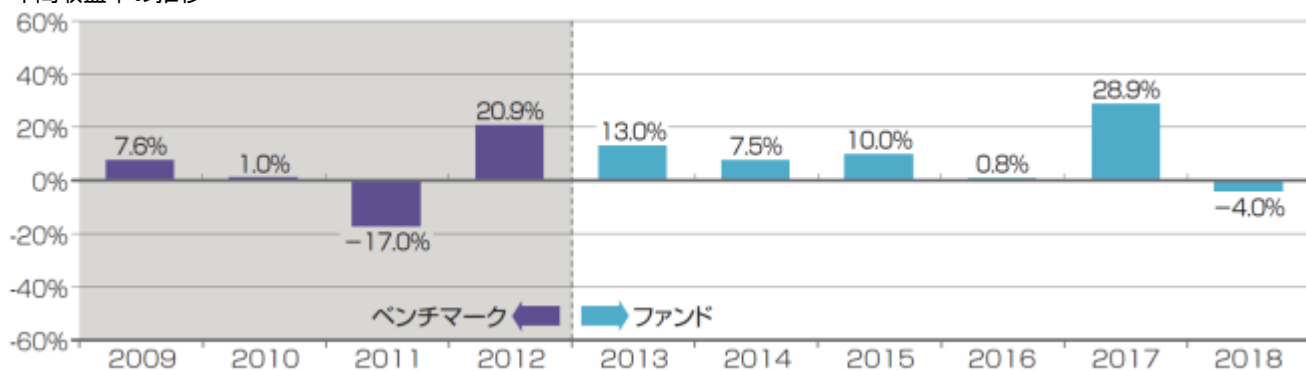
## 組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率*
1	日本電産	電気機器	6.3%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6.1%
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.7%
4	任天堂	その他製品	4.5%
5	信越化学工業	化学	4.3%
6	キーエンス	電気機器	3.8%
7	エムスリー	サービス業	3.4%
8	三菱商事	卸売業	3.1%
9	ダイキン工業	機械	2.8%
10	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.7%

## 業種別構成状況

業種	投資比率
電気機器	18.3%
銀行業	13.4%
サービス業	12.1%
化学	9.8%
その他製品	6.4%
その他	38.4%

## 年間収益率の推移



\* 年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

\* 2013年の年間収益率は設定日から年末営業日、2018年の年間収益率は前年末営業日から2018年2月9日までのものです。

\* 2009年～2012年は、ファンドのベンチマークである「TOPIX（配当込み）」の年間収益率です。

\* ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しているものであり、ファンドの運用実績ではありません。

\* 当ページにおける「ファンド」は、JPMジャパンマイスターです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### <訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成28年7月12日から平成29年7月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成28年7月12日から平成29年7月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。  
また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成29年7月12日から平成30年1月11日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1財務諸表」について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## 【JPMジャパンマイスター】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成29年7月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年1月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	31,920,578,689	31,100,156,115
未収入金	196,483,564	154,939,831
流動資産合計	32,117,062,253	31,255,095,946
資産合計	32,117,062,253	31,255,095,946
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	196,483,564	154,939,831
未払受託者報酬	9,563,823	8,193,786
未払委託者報酬	306,042,271	262,200,966
その他未払費用	2,223,092	2,145,400
流動負債合計	514,312,750	427,479,983
負債合計	514,312,750	427,479,983
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 21,314,274,468	1 17,106,254,257
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	10,288,475,035	13,721,361,706
(分配準備積立金)	6,351,822,705	4,599,241,064
元本等合計	31,602,749,503	30,827,615,963
純資産合計	31,602,749,503	30,827,615,963
負債純資産合計	32,117,062,253	31,255,095,946

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	前中間計算期間 (自 平成28年7月12日 至 平成29年1月11日)	当中間計算期間 (自 平成29年7月12日 至 平成30年1月11日)
営業収益		
有価証券売買等損益	7,023,832,324	6,119,564,947
営業収益合計	7,023,832,324	6,119,564,947
営業費用		
受託者報酬	12,086,064	8,193,786
委託者報酬	386,753,991	262,200,966
その他費用	2,328,040	2,145,400
営業費用合計	401,168,095	272,540,152
営業利益又は営業損失( )	6,622,664,229	5,847,024,795
経常利益又は経常損失( )	6,622,664,229	5,847,024,795
中間純利益又は中間純損失( )	6,622,664,229	5,847,024,795
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,248,250,735	648,887,056
期首剰余金又は期首欠損金( )	7,269,676,233	10,288,475,035
剰余金増加額又は欠損金減少額	496,045,718	1,190,911,244
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	496,045,718	1,190,911,244
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,246,922,285	2,956,162,312
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,246,922,285	2,956,162,312
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	10,893,213,160	13,721,361,706

## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

区分	前計算期間末 (平成29年 7月11日現在)	当中間計算期間末 (平成30年 1月11日現在)
1 期首元本額	39,020,077,997円	21,314,274,468円
期中追加設定元本額	3,723,955,052円	1,887,231,369円
期中一部解約元本額	21,429,758,581円	6,095,251,580円
受益権の総数	21,314,274,468口	17,106,254,257口
1 口当たりの純資産額 ( 1 万口当たりの純資産額)	1.4827円 (14,827円)	1.8021円 (18,021円)

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1 . 中間貸借対照表計上 額、時価およびその差 額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3 . 金融商品の時価等に関 する事項についての補 足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## ( デリバティブ取引等に関する注記 )

該当事項はありません。



## (参考)

当ファンドは「G I Mジャパンマイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I Mジャパンマイスター・マザーファンド(適格機関投資家専用)」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

区分	注記 番号	(平成29年7月11日現在)	(平成30年1月11日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		173,103,614	884,759,769
株式		31,583,732,330	30,402,452,000
未収入金		443,469,965	44,039,738
未収配当金		17,462,410	10,979,400
流動資産合計		32,217,768,319	31,342,230,907
資産合計		32,217,768,319	31,342,230,907
負債の部			
流動負債			
未払金		21,685,799	-
未払解約金		197,537,683	156,250,898
未払利息		403	2,181
流動負債合計		219,223,885	156,253,079
負債合計		219,223,885	156,253,079
純資産の部			
元本等			
元本	1	20,145,876,938	16,027,180,017
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		11,852,667,496	15,158,797,811
元本等合計		31,998,544,434	31,185,977,828
純資産合計		31,998,544,434	31,185,977,828
負債純資産合計		32,217,768,319	31,342,230,907

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	<p>株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成29年7月11日現在)	(平成30年1月11日現在)
1期首元本額	37,469,426,874円	20,145,876,938円
期中追加設定元本額	3,516,587,001円	1,764,940,829円
期中解約元本額	20,840,136,937円	5,883,637,750円
元本の内訳（注）		
JPMジャパンマイスター	20,097,323,358円	15,983,223,412円
JPMジャパンプライム	48,553,580円	43,956,605円
合計	20,145,876,938円	16,027,180,017円
受益権の総数	20,145,876,938口	16,027,180,017口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.5883円 (15,883円)	1.9458円 (19,458円)

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 【純資産額計算書】

（平成30年2月9日現在）

種類	金額	単位
資産総額	28,919,902,324	円
負債総額	123,494,081	円
純資産総額( - )	28,796,408,243	円
発行済口数	17,287,699,199	口
1口当たり純資産額( / )	1.6657	円

## （参考）GIMジャパンマイスター・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成30年2月9日現在）

種類	金額	単位
資産総額	29,298,186,186	円
負債総額	369,728,401	円
純資産総額( - )	28,928,457,785	円
発行済口数	16,059,606,822	口
1口当たり純資産額( / )	1.8013	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

資本金の額（平成29年8月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成29年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

資本金の額（平成30年2月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（ハ）前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成30年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 2事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

< 更新・訂正後 >

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成30年2月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	75	986,042
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	59	3,501,813
総合計	134	4,487,855
親投資信託	52	-

（注）百万円未満は四捨五入

### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1．委託会社であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、第28期中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、P w Cあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			9,581,999	
前払費用			62,102	
未収入金			22,393	
未収委託者報酬			2,227,564	
未収収益			1,319,520	
関係会社短期貸付金			3,753,000	
その他			7,722	
流動資産計			16,974,304	84.8
固定資産				
投資その他の資産			3,049,544	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		2,345,886		
敷金保証金		568,627		
前払年金費用		55,530		
その他		19,500		
固定資産計			3,049,544	15.2
資産合計			20,023,848	100.0

		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			89,221	
未払金			1,693,404	
未払手数料		1,077,792		
その他未払金	1	615,612		
未払費用			579,092	
未払法人税等			415,840	
賞与引当金			1,174,284	
役員賞与引当金			29,581	
流動負債計			3,981,424	19.9
固定負債				
長期未払金			287,017	
賞与引当金			516,368	
役員賞与引当金			262,942	
繰延税金負債			5,701	
固定負債計			1,072,029	5.3
負債合計			5,053,454	25.2



		第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,739,480	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,705,803		
株主資本計			14,957,480	74.7
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			12,914	
評価・換算差額等計			12,914	0.1
純資産合計			14,970,394	74.8
負債・純資産合計			20,023,848	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,647,543	
運用受託報酬			2,797,697	
業務受託報酬			483,755	
その他			204,119	
営業収益計			9,133,115	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,053,570	
支払手数料		2,731,918		
調査費		970,987		
その他営業費用		350,664		
一般管理費			4,920,250	
営業費用・一般管理費計			8,973,821	98.3
営業利益			159,294	1.7
営業外収益	1	23,965		
営業外収益計			23,965	0.3
営業外費用	2	25,163		
営業外費用計			25,163	0.3
経常利益			158,096	1.7
税引前中間純利益			158,096	1.7
法人税、住民税及び事業税			506,933	5.5
中間純損失			348,837	3.8

## 重要な会計方針

項目	第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
1	営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取利息 7,003
2	営業外費用のうち主要なもの (千円) 為替差損 21,098

## （リース取引関係）

第28期中間会計期間末 (平成29年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	672,813 千円
1年超	1,682,788 千円
合計	2,355,602 千円

## （金融商品関係）

第28期中間会計期間末（平成29年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,581,999	9,581,999	-
(2) 未収委託者報酬	2,227,564	2,227,564	-
(3) 未収収益	1,319,520	1,319,520	-
(4) 関係会社短期貸付金	3,753,000	3,753,000	-
(5) 投資有価証券	2,345,886	2,345,886	-
(6) 敷金保証金	568,627	567,508	1,118
資産計	19,796,599	19,795,480	1,118
(1) 未払手数料	1,077,792	1,077,792	-
(2) その他未払金	615,612	615,612	-
(3) 未払費用	579,092	579,092	-
(4) 長期未払金	287,017	286,416	600
負債計	2,559,513	2,558,913	600

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、及び(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、当該保証金の返還時期を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## (注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

第28期中間会計期間末（平成29年9月30日）

## 1 . 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

## 2 . その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	2,345,868	2,327,250	18,618
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	18	20	1
合計		2,345,886	2,327,270	18,616

(セグメント情報等)

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第28期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

## 1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,647,543	2,797,697	483,755	204,119	9,133,115

## 2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	その他	合計
6,755,530	958,767	1,418,817	9,133,115

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	958,767	資産運用業

## (1株当たり情報)

第28期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	
1株当たり純資産額	266,069円39銭
1株当たり中間純損失( )	6,199円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純損失の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失 ( )	348,837千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失 ( )	348,837千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## (1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 324,279百万円（平成29年9月末現在）  
 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
1	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	株式会社SBI証券	48,323百万円	同 上
3	岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	同 上
4	九州FG証券株式会社	3,000百万円 (平成29年12月1日現在)	同 上
5	ごうぎん証券株式会社	3,000百万円	同 上
6	静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	同 上
7	めぶき証券株式会社	3,000百万円 (平成29年10月2日現在)	同 上
8	高木証券株式会社	11,069百万円	同 上
9	中銀証券株式会社	2,000百万円	同 上
10	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
11	東海東京証券株式会社	6,000百万円	同 上
12	東洋証券株式会社	13,494百万円	同 上
13	西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円 (平成29年11月6日現在)	同 上
14	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上



15	マネックス証券株式会社	12,200百万円	同 上
16	浜銀 T T 証券株式会社	3,307百万円	同 上
17	百五証券株式会社	3,000百万円	同 上
18	フィデリティ証券株式会社	8,157百万円	同 上
19	ふくおか証券株式会社	3,000百万円	同 上
20	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	同 上
21	株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
22	株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	同 上
23	株式会社足利銀行	135,000百万円	同 上
24	株式会社イオン銀行	51,250百万円	同 上
25	株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	同 上
26	株式会社大分銀行	19,598百万円	同 上
27	株式会社鹿児島銀行	18,130百万円	同 上
28	株式会社関西アーバン銀行	47,039百万円	同 上
29	株式会社熊本銀行	33,847百万円	同 上
30	株式会社山陰合同銀行	20,705百万円	同 上
31	株式会社滋賀銀行	33,076百万円	同 上
32	株式会社新生銀行	512,204百万円	同 上
33	株式会社親和銀行	36,878百万円	同 上
34	株式会社池田泉州銀行	61,385百万円	同 上
35	ソニー銀行株式会社	31,000百万円	同 上
36	株式会社但馬銀行	5,481百万円	同 上
37	株式会社千葉銀行	145,069百万円	同 上
38	株式会社中京銀行	31,844百万円	同 上
39	株式会社長崎銀行	6,121百万円	同 上
40	株式会社南都銀行	37,924百万円	同 上
41	株式会社福岡銀行	82,329百万円	同 上
42	株式会社東京スター銀行*	26,000百万円	同 上
43	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	同 上
44	株式会社八十二銀行	52,243百万円	同 上
45	株式会社百五銀行	20,000百万円	同 上
46	株式会社百十四銀行	37,322百万円	同 上
47	株式会社豊和銀行	12,495百万円	同 上
48	株式会社北海道銀行	93,524百万円	同 上
49	株式会社宮崎銀行	14,697百万円	同 上

50	株式会社 S M B C 信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
51	三菱 U F J 信託銀行株式会社	324,279百万円	同 上

\* 募集の取扱い以外の業務を行っています。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成30年2月28日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMジャパンマイスターの平成29年7月12日から平成30年1月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMジャパンマイスターの平成30年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年7月12日から平成30年1月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月8日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。